

## 庁議における審議要旨

### 日時

令和7年9月4日 午後2時00分～午後2時45分

### 場所

庁議室

### 出席者

区長、副区長、副区長、教育長、総務企画部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、健康推進担当部長、防災都市づくり部長、土木担当部長、会計管理部長、教育部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長、広報課長

### 付議案件

- 1 荒川区内におけるクビアカツヤカミキリ被害木の初確認について
- 2 災害時における物資の受入れ拠点の設置等に関する協定締結について
- 3 プレミアム付き荒川区内共通お買い物券事業の拡充について

### 審議の要旨

- 1 荒川区内におけるクビアカツヤカミキリ被害木の初確認について  
環境課長から資料に基づき説明があり、了承。  
(主な意見・質疑)  
○区の公共施設や区道の街路樹については点検・対応したことだが、都道等の確認状況は。
  - ・ 東京都に依頼して都道や都立公園の木を確認してもらい、問題がないことを確認済みである。
- 2 災害時における物資の受入れ拠点の設置等に関する協定締結について  
文化交流推進課長及び防災課長から資料に基づき説明があり、了承。  
(主な意見・質疑)  
○過去の大規模災害で、各地から支援物資が輸送されても捌くことができず滞留した経験から、専門の事業者の力が必要という話があった。運用の試行錯誤は必要であるが、今回の協定はその足掛かりとして有効と考えられる。
- 3 プレミアム付き荒川区内共通お買い物券事業の拡充について  
産業振興課長から資料に基づき説明があり、了承。

### 配付資料

- 1 荒川区内におけるクビアカツヤカミキリ被害木の初確認について
- 2 災害時における物資の受入れ拠点の設置等に関する協定締結について
- 3 プレミアム付き荒川区内共通お買い物券事業の拡充について
- 4 (仮称) 町屋地区 (町屋四丁目付近) ふれあい館建築工事に係る請負契約の締結について
- 5 (仮称) 町屋地区 (町屋四丁目付近) ふれあい館電気設備工事に係る請負契約の締結について

- 6 (仮称) 町屋地区（町屋四丁目付近）ふれあい館機械設備工事に係る請負契約の締結について
- 7 特別養護老人ホームグリーンハイム荒川大規模改修工事に係る請負契約の締結について
- 8 特別養護老人ホームグリーンハイム荒川大規模電気設備改修工事に係る請負契約の締結について
- 9 特別養護老人ホームグリーンハイム荒川大規模機械設備改修工事に係る請負契約の締結について
- 10 旧工業用水道事務所解体工事に係る請負契約の締結について
- 11 都市計画道路補助第331号線空頭防護柵及び路面冠水警報表示板等設置工事請負契約の締結について

**庁議付議予定案件**  
**(令和7年9月4日 午前 10時00分~)**

1 荒川区内におけるクビアカツヤカミキリ被害木の初確認について

(説明者 環境課長)

2 災害時における物資の受け入れ拠点の設置等に関する協定締結について

(説明者 文化交流推進課長・防災課長)

3 プレミアム付き荒川区内共通お買い物券事業の拡充について

(説明者 産業振興課長)

○ 今後の庁議日程

9月18日（木） 午後 3時00分~

10月 2日（火） 午後 1時30分~



件 名	荒川区内におけるクビアカツヤカミキリ被害木の初確認について				
ポイント	区内において、特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害木が確認されたので、その状況について報告する。				
内 容	<p>1 クビアカツヤカミキリの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クビアカツヤカミキリは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)に基づき、特定外来生物に指定されている昆虫である。</li> <li>・毒性等の人体への直接の害は無い。</li> <li>・幼虫が桜等の幹の中を食い荒らすため、木は衰弱し、やがて枯れてしまう。</li> </ul> <p>2 区内における確認状況</p> <p>これまで荒川区内では確認が無かったが、令和7年7月27日に区内で採集したフラス（木くずと糞の混ざったもの）を検査した結果、クビアカツヤカミキリのものと判定された。</p> <p>3 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認日の翌日午前中に拡散防止措置として、幹を中心に被害樹木をネットで覆うとともに、幼虫が潜んでいると思われる穴（フラスが排出されている穴）に薬剤を注入する等の対策を行った。</li> <li>・区内的公共施設（公園、学校等）にあるサクラ、ウメ、モモの樹木について点検を行った。また、区道の街路樹についても点検を実施した。</li> <li>・点検の結果、新たに区内の公共施設1カ所のみで、クビアカツヤカミキリのフラスが報告されたため、薬剤注入等の処置を行った。</li> </ul> <p>※都道の街路樹については、第六建設事務所に点検を要請。異常なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民に対しては、区ホームページ等に被害木が発生した旨を掲載し、注意喚起を行った。</li> </ul> <p>※クビアカツヤカミキリの保管、飼育は、外来生物法により禁じられているものの、収集、観賞の対象となり得るため、場所は未公表。</p> <p>4 今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設に植栽しているサクラ、ウメ、モモ等については、日々の施設点検と併せて、継続的にフラスの有無を確認・点検を行う。</li> <li>・区民に対して、定期的に注意を呼び掛ける。</li> </ul> <p>5 他区のクビアカツヤカミキリ確認状況</p> <p>令和2年度 足立区</p> <p>令和3年度 江東区、品川区</p> <p>令和5年度 台東区、墨田区、中央区、葛飾区</p> <p>令和6年度 港区、新宿区</p>				
今 後 の 予 定	令和7年9月17日 建設環境委員会報告				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見	
9月17日 建設環境委員会	—	—	○	—	





更新日：2025年7月14日

## クビアカツヤカミキリにご注意ください

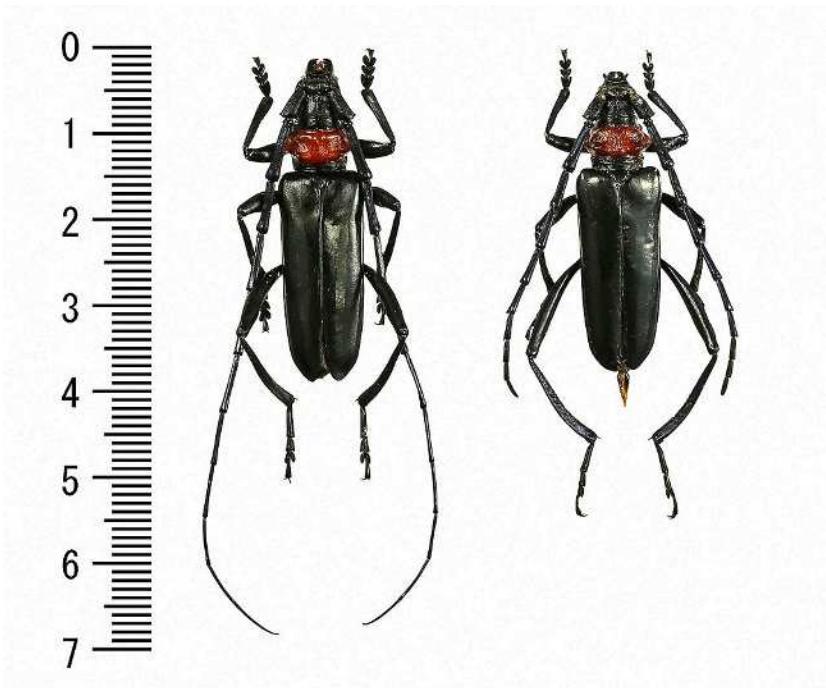
クビアカツヤカミキリは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日法律第78号）」により、平成30年1月に「特定外来生物」に指定された昆虫です。

荒川区内で令和7年7月に採集したフラス（幼虫が食べた木くずと糞の混合物）について、東京都環境局からクビアカツヤカミキリのものと判定されたとの連絡がありました。

人体に害はありませんが、もしクビアカツヤカミキリやフラスと思われるものを発見した場合には環境課までご連絡をお願いいたします。

### クビアカツヤカミキリの特徴

- 原産地 中国、朝鮮半島、ベトナムなど
- 体長 25mm～40mm程度
- 体の色など 全体は青みを帯びた黒色で光沢がある。胸の背中側が赤く（首のように見える）両側に突起がある。触角は体と同じ長さかそれよりも長い。
- 幼虫 サクラなどの木の中を食い荒らし、外側にフラスと呼ばれる木くずと糞の混ざったものを出します。



クビアカツヤカミキリの成虫（画像提供：東京都環境局）



クビアカツヤカミキリの幼虫が出すフラス（画像提供：東京都環境局）

件 名	災害時における物資の受入れ拠点の設置等に関する協定締結について
ポイント	災害時における物資の受入れ拠点の設置等に関する協定締結について、報告する。
内 容	<p>1 目的 区内に所在する民間倉庫事業者と災害時連携協定を締結することにより、発災時における地域内輸送拠点の円滑な開設及び運営体制を構築する。</p> <p>2 「地域内輸送拠点」の役割と現在の課題</p> <p>(1) 地域内輸送拠点の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都直下地震等の大規模災害が発生した際は、避難所生活者の生活を維持するため、区は都・国と連携して生活必需品を確保するとともに的確に避難所へ物資を供給する必要がある。</li> <li>・ 区と都を合わせて、発災後、概ね3日分の備蓄量を確保（現在、区では1日分確保しており、区独自で段階的に3日分に増強する）し、4日目以降は国のパッシュ型輸送の受入れを行うこととなっている。</li> <li>・ 都や国から受け入れる物資は、各区市町村の「地域内輸送拠点」で受け入れを行い、保管・仕分けを行ったうえで避難所からの要望に合わせて配達を行う。</li> </ul> <p>(2) 現在の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区では、地域内輸送拠点として荒川総合スポーツセンター、南千住野球場、荒川区民会館（サンパール荒川）等を使用する予定としており、発災時に大量の物資を受入れなければならない中で、施設における段差や通路の幅が狭いことなどにより物資を搬送する動線の確保が難しいほか、施設の車寄せが十分でなく物資の積み下ろしが難しく、車両搬入ルートの確保も困難であり、フォークリフト等の専用資機材が整備されておらず、施設の床荷重も大量の物資の保管に適していない等、物理的な課題が多い。</li> <li>・ 加えて、物資の荷役や保管、配送ルート策定等について専門的な知見を有しておらず、また資機材の使用にも精通していないため、区の職員だけで地域内輸送拠点を運営するには、課題が山積している。</li> </ul> <p>3 協定締結について 令和4年度に佐川急便株式会社（以下「佐川急便」という。）と物資荷役や配送等に関する協定を締結している。こうした中、佐川急便から新たな連携の提案があったため、以下のとおり災害時連携協定を締結し、発災時の拠点の開設及び運営について協力要請を行う。</p> <p>(1) 協定締結の相手方</p> <p>①名 称：JR貨物ロジ・ソリューションズ株式会社 所在地：(本社) 東京都中央区日本橋室町四丁目3番16号 (倉庫) 東京都荒川区南千住四丁目1-1 (隅田川支店)</p> <p>②名 称：日本貨物鉄道株式会社 所在地：東京都港区港南1丁目8番16号 Wビル</p>

	<p>(2) 协定の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域内輸送拠点の開設           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隅田川支店第一営業所内に地域内輸送拠点の開設</li> </ul> </li> <li>② 地域内輸送拠点の運営           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時輸送活動を行うために必要な場所及び付帯設備の提供</li> <li>・ 物資の受入れ、保管及び作業に必要な人員の提供</li> <li>・ 地域内輸送拠点内及びその周辺状況の把握と情報提供</li> </ul> </li> </ul> <p>※ JR貨物ロジ・ソリューションズ（南千住）から各避難所への配達は佐川急便が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 災害時輸送訓練等への参加</li> </ul> <p>(3) 協定書（案）</p> <p>別添「災害時における物資の受入れ拠点の設置等に関する協定」（案）のとおり</p> <p>4 協定締結による効果・メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広大なスペースとフォークリフト等の資機材を備えた専門事業者のノウハウを活用することができるため、地域内輸送拠点の開設及び運営において、非常に大きな力となる。</li> <li>・ 拠点内の作業も事業者が担ってくれることから、区職員の従事者数を大幅に減らすことができ、発災時の他の業務に人員を充てができる。</li> </ul> <p>5 その他</p> <p>区の平時の区民用物資備蓄を増強するため、防災課にて令和8年度に同社倉庫の賃借料等について予算要求する予定である。</p> <p>当該倉庫を借り受けことで、備蓄スペースの拡充や地域内輸送拠点としての機能を活かした効率的な物資搬送が可能となる。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃借面積（予定）：1,000 m<sup>2</sup></li> <li>・ 賃借料（予定）：2,890 千円/月</li> </ul> <p>※金額については現在交渉中</p>			
今後の予定	令和7年9月中 協定書の締結			
議会等報告	開示予定日	区報	H P	記者会見
協定締結後メール送付	協定締結後	協定締結後	協定締結後	協定締結後

<主管部課> 地域文化スポーツ部文化交流推進課  
区民生活部防災課

(案)

## 災害時における物資の受入れ拠点の設置等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）、JR貨物ロジ・ソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）及び日本貨物鉄道株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における物資の受入れ拠点の設置等に関する協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）で、荒川区地域防災計画に基づき、災害時の物資の受入れ、荷役、保管、搬出等の活動（以下「災害時輸送活動」という。）を行うために、甲の区域内輸送拠点として定める丙所有の物流施設である隅田川第一営業所（以下「ニッソウセンター」という。）において、災害時輸送活動を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 災害時において、乙及び丙は、甲が実施する災害時輸送活動に協力するものとする。

2 乙が甲に対して協力する内容（以下「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 丙所有のニッソウセンターにおいて、災害時輸送活動を行うために必要な場所及び設備の提供
- (2) 災害時輸送活動を行うために必要な車両、フォークリフト等荷役機器、什器、消耗品等の提供
- (3) (2) 以外で、甲の協力要請により、乙が甲に対し提供可能なもの提供
- (4) 災害時輸送活動を行うために必要な人員の派遣
- (5) 丙所有のニッソウセンター及びその周辺の被災状況の把握並びに情報提供

### （使用者）

第3条 乙から提供を受ける前条第1号から第3号の使用者は、甲の職員若しくは乙の社員又は甲が指定する者とする。

### （協力要請等）

第4条 甲は、第2条第5号による乙からの情報提供に基づき、丙所有のニッソウセンターに区域内輸送拠点を開設する。その際、甲は乙及び丙に対して、開設する旨の連絡を行う。

2 甲は、区域内輸送拠点を開設し、災害時輸送活動を実施するに当たり、乙及び丙に協力要請を行うときは、乙及び丙に対して、原則、業務依頼書（別記第1号様式）により、協力内容、期間等を示すものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、メール等

(案)

により要請し、その後速やかに乙及び丙に文書を提出するものとする。

- 3 乙及び丙は、甲から協力要請を受けた場合は、乙及び丙の事業継続に支障のない範囲で協力するものとする。
- 4 甲の協力要請に基づき、乙が実施する災害時輸送活動において、活動の実施又は継続にあたり物資や燃料等が不足した場合、甲は可能な限り供給するよう努めるものとする。

(地域内輸送拠点の運営の終了)

第5条 甲は、地域内輸送拠点の運営を終了した場合、その旨を乙及び丙に対して連絡する。

- 2 乙は、甲から前項の連絡を受けたときは、速やかに業務報告書（別記第2号様式）により、災害時輸送活動の実施に要した期間や人員等について甲及び丙に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 本協定に基づき乙が実施した協力に要した費用は、法令その他特別の定めがある場合を除き、第4条第2項に規定する要請時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(支払及び請求)

第7条 甲は、前条の規定により決定した費用について、乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(事故等に係る措置)

第8条 乙は、第2条第2項に定める協力業務の実施中に、事故その他損害が発生したときは、甲及び丙に対して文書により報告し、甲乙丙協議の上適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、メール等による報告とし、その後速やかに甲及び丙に文書を提出するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、第2条第2項に定める協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により、乙又は丙が所有する施設、設備等に損害を与え、又は滅失したときは、乙又は丙に対して、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、第2条第2項に定める協力業務の実施中に、乙の責に帰する事由により、甲及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- 3 丙は、第2条第2項に定める協力業務の実施中に、丙の責に帰する事由により、甲及び

(案)

第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、乙が実施した第2条第2項に定める協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）」に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(施設等の状況報告)

第11条 乙は、施設改修等により、本協定に関する甲の災害時輸送活動に影響を及ぼすと認める事項については、その都度甲に報告するものとする。

2 甲は、乙又は丙が所有する施設、設備等の状況等について、必要に応じて、乙に報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する災害時輸送訓練その他の行事に参加するよう努めるものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第13条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は契約解除後についても同様とする。

2 甲、乙及び丙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(協定期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年とし、契約期間満了の3カ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも本協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。ただし、延長期限は乙と丙にて締結した定期建物賃貸借契約の満了日である令和9年3月31日までとする。なお、乙と丙にて令和9年4月1日を始期とする新たな賃貸借契約が締結された場合は、その契約期間内において、同様に本協定を延長されるものとし、乙と丙の賃貸借契約が終了した際は、本協定の有効期間も当然に終了するものとする。

(案)

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙及び丙で協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長 滝口 学 印

乙 東京都中央区日本橋室町四丁目3番16号

JR貨物ロジ・ソリューションズ株式会社

常務取締役 営業本部長 伊藤 裕介 印

丙 東京都品川区東五反田1丁目11番15号 電波ビル5階

日本貨物鉄道株式会社

取締役兼常務執行役員 関東支社長 篠部 武嗣 印

別記第1号様式（第4条関係）

年　月　日

JR貨物ロジ・ソリューションズ株式会社 様

荒川区長

業務依頼書

「災害時における物資の受入れ拠点の設置等に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記のとおり依頼します。

記

1. 荷役作業

実施期間		月　日　～　月　日　予定	
作業 場所	施設名		
	住所		
	連絡先	氏名	TEL FAX
人員		名	
必要資機材	資機材名	数量	
	資機材名	数量	
	資機材名	数量	

2. 施設への物資の一時集積

集積期間		月　日　～　月　日　予定	
施設名 住 所	施設名		
	住 所		
	連絡先	氏名	TEL FAX
一時集積物資	品目	数量	
	品目	数量	
	品目	数量	

3. その他、荒川区が必要と求める事項

※ 上記依頼内容については、状況に応じ変更を必要と判断した場合は、別途協議するものとする。

担当 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_



別記第2号様式（第5条関連）

年　月　日

荒川区長 様

JR貨物ロジ・ソリューションズ株式会社

業務報告書

「災害時における物資の受け入れ拠点の設置等に関する協定書」第5条の規定に基づき、下記のとおり業務を実施したことを報告します。

記

1. 荷役作業

実施期間	年　月　日～	年　月　日
作業場所		
従事者数	延べ	名
使用資機材		

2. 荒川区への物資一時集積施設の提供

集積期間	年　月　日～	年　月　日
集積場所		
集積物資		

3. その他荒川区からの依頼業務の実施



[庁議説明資料・令和7年9月4日]

件 名	プレミアム付き荒川区内共通お買い物券事業の拡充について													
ポイント	商店街の維持・活性化及び区内消費喚起を図るため、今年度に実施予定のプレミアム付き荒川区内共通お買い物券（以下、「プレミアムお買物券」という）事業を拡充する。													
内 容	<p>1 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区では、平成21年度から荒川区商店街連合会によるプレミアムお買物券事業を支援し、商店街の維持・活性化及び区内消費喚起に寄与してきた。</li> <li>・現在、長引く物価高騰等により実質賃金の減少が続いている中、商店街の維持・活性化とともに、区内消費喚起を一層促していく必要がある。</li> <li>・また、本年6月に宿泊施設紹介サイト Airbnb（エアビーアンドビー）において「味覚の穴場」として荒川区が世界10都市の一つとして選ばれ、昔ながらの商店街や家族経営の喫茶店がある点などが評価され、区内の商店街が世界を始め国内でも改めて注目されている今、区内商店街を元気にし、活性化を図っていくための支援策を講じていく絶好のタイミングでもある。</li> <li>・こうした背景を踏まえ、今年度実施予定のプレミアムお買物券の実施にあたっては、発行総額の倍増をはじめとした、支援の拡充を行うこととしたい。</li> </ul> <p>2 充実策</p> <p>(1) 発行総額の倍増（購入対象者の拡充）</p> <p>プレミアムお買物券の発行を倍増することにより、購入できる対象者を大幅に増やし、さらなる消費喚起を図る。</p> <p>(2) 発行時期の前倒し</p> <p>速やかに消費喚起を図るため、発行時期を例年よりも2週間前倒しして実施する。</p> <p>(3) 荒川区健康アプリ「あらチャレ」とのコラボ</p> <p>健康増進とともに、商店街を訪れるきっかけづくりとして、荒川区健康アプリ「あらチャレ」にご協力いただける商品券取扱店を訪れることで、健康ポイントを獲得できる仕組みを創設する。</p> <p>3 必要経費</p> <p>28,000,000円</p> <p>【内訳】 24,000,000円（プレミアム分）+4,000,000円（事務経費）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初</th> <th>増額後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行額</td> <td>1億4,400万円</td> <td>2億8,800万円</td> </tr> <tr> <td>プレミアム分</td> <td>2,400万円</td> <td>4,800万円</td> </tr> </tbody> </table>						当初	増額後	発行額	1億4,400万円	2億8,800万円	プレミアム分	2,400万円	4,800万円
	当初	増額後												
発行額	1億4,400万円	2億8,800万円												
プレミアム分	2,400万円	4,800万円												
今 後 の 予 定	令和7年9月16日 総務企画委員会報告 11月15日 プレミアム商品券発売													
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見										
9月16日 総務企画委員会	委員会報告後	11月1日	10月中旬	9月22日										

<主管部課> 産業経済部産業振興課



件 名	(仮称)町屋地区(町屋四丁目付近)ふれあい館建築工事に係る請負契約の締結について
ポイント	(仮称)町屋地区(町屋四丁目付近)ふれあい館を新たに建設するため、建築工事に係る請負契約を締結する。
内 容	<p>1 提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年荒川区条例第17号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 工事場所 荒川区町屋三丁目933番1ほか</p> <p>3 工事概要 構造・規模 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上4階建て 敷地面積 814.91平方メートル 建築面積 522.25平方メートル 延床面積 1,708.78平方メートル</p> <p>4 工期 契約締結の日の翌日から令和9年10月29日まで</p> <p>5 契約金額 1,310,100,000円(税込)</p> <p>6 契約方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4から第167条の10の2までの規定に基づく制限付き一般競争入札における最低価格提示者との契約</p> <p>7 契約の相手方 東京都荒川区西日暮里一丁目62番18号 工藤・秀和建設共同企業体 代表者 株式会社工藤工務店 代表取締役 工藤 健吾</p> <p>(参考)(入札の経過等)</p> <p>ア 開札日時 令和7年8月26日 午前9時30分</p> <p>イ 開札場所 電子入札サービス</p> <p>ウ 開札経過</p>

	入札者名	第1回入札金額（税抜き）		
工藤・秀和建設共同企業体	1, 191, 000, 000円	落札		
三芳・進興建設共同企業体	1, 192, 000, 000円			
東・中村建設共同企業体	辞退			
予定価格（税抜き）	1, 192, 000, 000円			
最低制限価格（税抜き）	1, 096, 640, 000円			
工 契約金額（税込）	1, 310, 100, 000円			
今 後 の 予 定	令和7年9月 16日 総務企画委員会(議案審査) 10月 中旬 契約締結			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
9月16日 総務企画委員会	委員会報告後	—	—	—

<主管部課> 管理部経理課

件 名	(仮称)町屋地区(町屋四丁目付近)ふれあい館電気設備工事に係る請負契約の締結について
ポイント	(仮称)町屋地区(町屋四丁目付近)ふれあい館を建築することに伴い、当該施設の電気設備工事に係る請負契約を締結する。
内 容	<p>1 提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年荒川区条例第17号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 工事場所 荒川区町屋三丁目933番1ほか</p> <p>3 工事概要 受変電設備、太陽光発電設備、幹線動力設備、電灯幹線設備、床暖房設備、構内交換設備、構内情報通信設備、テレビ共同受信設備、誘導支援設備、時計設備、機械警備設備、I T V設備、学校110番設備、放送設備、音響設備、自動火災報知設備、構内配電設備及び構内通信設備の設置に係る工事</p> <p>4 工期 契約締結の日の翌日から令和9年10月29日まで</p> <p>5 契約金額 262,876,780円(税込)</p> <p>6 契約方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4から第167条の10の2までの規定に基づく制限付き一般競争入札における最低価格提示者との契約</p> <p>7 契約の相手方 東京都荒川区西日暮里二丁目25番1号 東進電気株式会社 代表取締役 久保木 昌久</p> <p>(参考)(入札の経過等)</p> <p>ア 開札日時 令和7年8月26日 午前10時00分</p> <p>イ 開札場所 電子入札サービス</p> <p>ウ 開札経過</p>

	入札者名	第1回入札金額（税抜き）		
	東進電気株式会社	239,000,000円	落札	
	株式会社トーテック 施設開発事業本部	辞退		
	株式会社日電	辞退		
	予定価格（税抜き）	239,480,000円		
	最低制限価格（税抜き）	220,323,289円		
	工 契約金額（税込）	262,876,780円		
今 後 の 予 定	令和7年9月 16日 総務企画委員会(議案審査) 10月 中旬 契約締結			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
9月16日 総務企画委員会	委員会報告後	—	—	—

<主管部課> 管理部経理課

件 名	(仮称)町屋地区(町屋四丁目付近)ふれあい館機械設備工事に係る請負契約の締結について
ポイント	(仮称)町屋地区(町屋四丁目付近)ふれあい館を建築することに伴い、当該施設の機械設備工事に係る請負契約を締結する。
内 容	<p>1 提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年荒川区条例第17号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 工事場所 荒川区町屋三丁目933番1ほか</p> <p>3 工事概要 給水設備、排水・通気設備、給湯設備、衛生器具設備、防災井戸設備、マンホールトイレ、空調設備、換気設備及び自動制御設備の設置に係る工事</p> <p>4 工期 契約締結の日の翌日から令和9年10月29日まで</p> <p>5 契約金額 239,348,120円(税込)</p> <p>6 契約方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4から第167条の10の2までの規定に基づく制限付き一般競争入札における最低価格提示者との契約</p> <p>7 契約の相手方 東京都荒川区西日暮里2丁目22番3号 株式会社REC 代表取締役 有明 芳男</p> <p>(参考)(入札の経過等)</p> <p>ア 開札日時 令和7年8月26日 午前10時00分</p> <p>イ 開札場所 電子入札サービス</p> <p>ウ 開札経過</p>

	入札者名	第1回入札金額（税抜き）		
	株式会社REC	217,589,200円	落札	
	株式会社三企	231,779,800円		
	予定価格（税抜き）	236,510,000円		
	最低制限価格（税抜き）	217,589,200円		
	工 契約金額（税込）	239,348,120円		
今後の 予定	令和7年9月16日 総務企画委員会(議案審査) 10月 中旬 契約締結			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
9月16日 総務企画委員会	委員会報告後	—	—	—

<主管部課> 管理部経理課

件 名	特別養護老人ホームグリーンハイム荒川大規模改修工事に係る請負契約の締結について
ポイント	荒川区立特別養護老人ホームグリーンハイム荒川の大規模改修をするため、改修工事に係る請負契約を締結する。
内 容	<p>1 提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年荒川区条例第17号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 工事場所 荒川区南千住六丁目36番5号</p> <p>3 工事概要 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階、塔屋2階建て 延床面積 4,198.50平方メートル 工事内容 本体建物改修、外構改修、昇降機設備改修に係る工事</p> <p>4 工期 契約締結の日の翌日から令和9年5月31日まで</p> <p>5 契約金額 1,537,800,000円(税込)</p> <p>6 契約方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4から第167条の10の2までの規定に基づく制限付き一般競争入札における最低価格提示者との契約</p> <p>7 契約の相手方 東京都荒川区東尾久3丁目9番15号 東・中村建設共同企業体 代表者 株式会社東工務店 代表取締役 小根澤 美和</p> <p>(参考)(入札の経過等)</p> <p>ア 開札日時 令和7年8月26日 午前9時00分</p> <p>イ 開札場所 電子入札サービス</p> <p>ウ 開札経過</p>

	入札者名	第1回入札金額（税抜き）		
東・中村建設共同企業体	1, 398, 000, 000円	落札		
三芳・進興建設共同企業体	1, 398, 170, 000円			
工藤・秀和建設共同企業体	無効（予定価格超過）			
予定価格（税抜き）	1, 398, 170, 000円			
最低制限価格（税抜き）	1, 286, 316, 400円			
工 契約金額（税込）	1, 537, 800, 000円			
今 後 の 予 定	令和7年9月 16日 総務企画委員会(議案審査) 10月 中旬 契約締結			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
9月16日 総務企画委員会	委員会報告後	—	—	—

<主管部課> 管理部経理課

件 名	特別養護老人ホームグリーンハイム荒川大規模電気設備改修工事に係る請負契約の締結について
ポイント	荒川区立特別養護老人ホームグリーンハイム荒川の大規模改修に伴い、当該施設の電気設備の改修工事に係る請負契約を締結する。
内 容	<p>1 提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年荒川区条例第17号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 工事場所 荒川区南千住六丁目36番5号</p> <p>3 工事概要 受変電設備、発電設備、動力設備、電灯設備、電話設備、情報設備、テレビ共同受信設備、放送設備、誘導支援設備、防犯カメラ設備、ナースコール設備、火災報知設備及び雷保護設備の改修並びに電気錠設備の設置に係る工事</p> <p>4 工期 契約締結の日の翌日から令和9年5月31日まで</p> <p>5 契約金額 609,400,000円(税込)</p> <p>6 契約方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4から第167条の10の2までの規定に基づく制限付き一般競争入札における最低価格提示者との契約</p> <p>7 契約の相手方 東京都荒川区南千住二丁目22番5号 興和・オーテック・盛電舎建設共同企業体 代表者 興和電気工事株式会社 代表取締役 藤田 守廣</p> <p>(参考)(入札の経過等)</p> <p>ア 開札日時 令和7年8月26日 午前9時30分</p> <p>イ 開札場所 電子入札サービス</p> <p>ウ 開札経過</p>

		入札者名	第1回入札金額（税抜き）	
興和・オーテック・盛電舎建設共同企業体		554,000,000円		落札
トーテック・雄光・清水建設共同企業体		辞退		
	予定価格（税抜き）	555,010,000円		
	最低制限価格（税抜き）	510,609,200円		
工	契約金額（税込）	609,400,000円		
今後予定	令和7年9月16日 総務企画委員会(議案審査) 10月 中旬 契約締結			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
9月16日 総務企画委員会	委員会報告後	—	—	—

<主管部課> 管理部経理課

件 名	特別養護老人ホームグリーンハイム荒川大規模機械設備改修工事に係る請負契約の締結について
ポイント	荒川区立特別養護老人ホームグリーンハイム荒川の大規模改修に伴い、当該施設の機械設備の改修工事に係る請負契約を締結する。
内 容	<p>1 提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年荒川区条例第17号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 工事場所 荒川区南千住六丁目36番5号</p> <p>3 工事概要 衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、冷暖房設備及び換気設備の改修並びに揚水井設備の設置に係る工事</p> <p>4 工期 契約締結の日の翌日から令和9年5月31日まで</p> <p>5 契約金額 662,961,200円（税込）</p> <p>6 契約方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4から第167条の10の2までの規定に基づく制限付き一般競争入札における最低価格提示者との契約</p> <p>7 契約の相手方 東京都足立区佐野一丁目28番6号 栗原・スリーアイ・鈴木建設共同企業体 代表者 株式会社栗原設備 代表取締役 栗原 信一</p> <p>(参考)(入札の経過等)</p> <p>ア 開札日時 令和7年8月26日 午前9時00分</p> <p>イ 開札場所 電子入札サービス</p> <p>ウ 開札経過</p>

	入札者名	第1回入札金額（税抜き）		
	栗原・スリーアイ・鈴木建設共同企業体	602,692,000円	落札	
	予定価格（税抜き）	655,100,000円		
	最低制限価格（税抜き）	602,692,000円		
	工 契約金額（税込）	662,961,200円		
今後の 予定	令和7年9月 16日 総務企画委員会(議案審査) 10月 中旬 契約締結			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
9月16日 総務企画委員会	委員会報告後	—	—	—

<主管部課> 管理部経理課

件 名	旧工業用水道事務所解体工事に係る請負契約の締結について
ポイント	旧工業用水道事務所及びカーポートを解体するため、解体工事に係る請負契約を締結する。
内 容	<p>1 提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年荒川区条例第17号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 工事場所 荒川区南千住六丁目39番15号</p> <p>3 工事概要 (1) 旧工業用水道事務所 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建て 建築面積 1,039.84平方メートル 延床面積 2,936.20平方メートル (2) カーポート 構造・規模 鉄骨造 地上1階建て 建築面積 33.50平方メートル 延床面積 33.50平方メートル</p> <p>4 工期 契約締結の日の翌日から令和8年9月30日まで</p> <p>5 契約金額 147,510,000円(税込)</p> <p>6 契約方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4から第167条の10の2までの規定に基づく制限付き一般競争入札における最低価格提示者との契約</p> <p>7 契約の相手方 東京都荒川区西日暮里五丁目18番8号 株式会社関野工務店 代表取締役 関野 直孝</p> <p>(参考)(入札の経過等)</p> <p>ア 開札日時 令和7年8月26日 午前10時30分</p> <p>イ 開札場所 電子入札サービス</p>

	ウ 開札経過			
	入札者名	第1回入札金額（税抜き）		
	株式会社関野工務店	134,100,000円 落札		
	株式会社関口興業 荒川支店	138,260,000円		
	株式会社河野解体工業 東京営業所	142,451,500円		
	株式会社サンフジ建設	辞退		
	予定価格（税抜き）	167,590,000円		
	最低制限価格（税抜き）	133,110,298円		
工	契約金額（税込）	147,510,000円		
今 後 の 予 定	令和7年9月 16日 総務企画委員会(議案審査) 10月 中旬 契約締結			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
9月16日 総務企画委員会	委員会報告後	—	—	—

<主管部課> 管理部経理課

件 名	都市計画道路補助第331号線空頭防護柵及び路面冠水警報表示板等設置工事請負契約の締結について
ポイント	都市計画道路補助第331号線2工区において、鉄道高架橋を防護するための空頭防護柵及びアンダーパス部の冠水の発生を道路利用者に警告するための路面冠水警報表示板等を設置するため、設置工事に係る請負契約を締結する。
内 容	<p>1 提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年荒川区条例第17号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 工事場所 東京都荒川区南千住七丁目29番・四丁目7番先</p> <p>3 工事概要 空頭防護柵設置工及び路面冠水警報表示板等設置工</p> <p>4 工期 契約締結の日の翌日から令和8年6月30日まで</p> <p>5 契約金額 310,200,000円（税込）</p> <p>6 契約方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4から第167条の10の2までの規定に基づく制限付き一般競争入札における最低価格提示者との契約</p> <p>7 契約の相手方 東京都中野区中野二丁目14番17号親和ビル 三軌建設株式会社 東京本社 常務取締役本社長 今村 正純</p> <p>（参考）（入札の経過等）</p> <p>ア 開札日時 令和7年8月26日 午前9時00分</p> <p>イ 開札場所 電子入札サービス</p> <p>ウ 開札経過</p>

## [庁議説明資料・令和7年9月4日]

	入札者名	第1回入札金額（税抜き）		
	三軌建設株式会社 東京本社	282,000,000円	落札	
	予定価格（税抜き）	282,064,000円		
	最低制限価格（税抜き）	257,610,528円		
	工 契約金額（税込）	310,200,000円		
今後の予定	令和7年 9月16日 総務企画委員会（議案審査） 10月中旬 契約締結			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
9月16日 総務企画委員会	委員会報告後	—	—	—

&lt;主管部課&gt; 管理部経理課